

## 秋田弁護士会所属弁護士殺害事件に関する会長声明

2010年（平成22年）11月4日午前4時5分ころ、秋田弁護士会に所属する津谷裕貴弁護士が、同弁護士の自宅を訪れた男に襲撃され刃物で刺殺されるという痛ましい事件が発生した。この事件は、報道によれば、逮捕された男は、津谷弁護士がかつて受任したことのある離婚事件の相手方で、逆恨みによって弁護士殺害を企てた業務妨害事件である可能性が高いとのことである。しかし、いかなる事情や理由があろうとも、自らの意見・主張を暴力で実現しようとする手法は、司法の場での解決の否定であり、司法制度及び法秩序に対する重大な挑戦であって、断じて許されるものではない。まして、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士の業務に関連しての凶行は、弁護士業務に対する重大な挑戦であり、弁護士会としても断じて許し難い暴挙である。

本年6月にも、横浜弁護士会所属弁護士が事件の相手方に業務に関連して刺殺される事件が発生したばかりであるのに、今回、再び弁護士が暴力によって貴重な人命を奪われたことは、誠に痛恨の極みであり、きわめて憂慮すべき事態であって、全国の弁護士が強い衝撃を受けている。

当会は、亡くなられた津谷裕貴弁護士のご冥福を心からお祈りするとともに、ご遺族に対し謹んで哀悼の意を表し、このような蛮行に及んだ男を強く非難する。

また、当会は、今後とも、暴力的な手段による弁護士活動への妨害行為に断固として抗議するとともに、弁護士業務への妨害行為に決して怯むことなく、会員全員一丸となって弁護士の使命を貫徹していく決意であることを表明する。

2010年（平成22年）11月12日

茨城県弁護士会

会長 秋山安夫